

警報・注意報及び災害発生時の登下校について

1. 奈良県の全域及び生駒市を含む地域に「気象警報が出た場合」

北西部の他の市町村に気象警報が発令されていても生駒市に気象警報が発令されていない場合は臨時休業になりません。

- ・ 午前7時現在において、発令している時
大雨・洪水・暴風・大雪などの警報及び特別警報が1つでも発令されていれば、学校は臨時休業（自宅学習）になります。
- ・ すでに登校している時
生徒たちの登校後に警報が発令された場合は、安全を考慮し、適切な時刻に帰宅させます。その場合は、ライデン・スクールメールにてお知らせします。
- ・ 土、日、祝日の部活動についても同様としますが、公式試合に関しては別の規定がありますので、顧問から連絡します。

2. 「注意報」が出た場合

原則として、生徒を登校させて下さい。
ただし、台風が接近しており、通学路において災害の発生の恐れがある時は、たとえ注意報であっても、生徒を登校させないで自宅待機させてください。

3. 「災害」が発生した場合

台風や地震などによる大きな災害（山くずれ・土砂くずれ・道路決壊など）が発生した時は、ただちに学校に連絡し、生徒を登校させないで自宅待機させてください。

4. その他

通学路が危険な状態になった時は、ただちに学校に連絡してください。